

介護等体験について

1 「介護等体験」とは

1998年4月入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」をすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験がある。

神戸大学の場合、特別支援学校は神戸大学附属特別支援学校で行い、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会に申込み、関係の社会福祉施設において介護等体験を行っている。

原則として教育実習に行く前の学年(3年次、ただし、3年次実習生は、原則2年次)で実施し、日数は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間のあわせて7日間が必要となる。

2 介護等体験実施の全体スケジュール

介護等体験の申込みから事前指導等全体のスケジュールは次表のとおり。事前指導や実施日程等の情報は、各学部又は学務部学務課教育推進グループの掲示板、大学 HP に掲示されるので確認しておくこと。

2年次（3年次実習生は、1年次）（前期実施分申込み）	
11月下旬	介護等体験(前期)申込み掲示。
12月中旬	申込み締め切り
1月中旬	事前指導(前期)日程掲示。
3年次（3年次実習生は、2年次）	
4月上旬	介護等体験事前指導（前期） (社会福祉施設、附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配付。) ※ 大学の健康診断を各自受診しておくこと。 ※ 『よくわかる社会福祉施設-教員免許志願者のためのガイドブック』を神戸大学生生活協同組合 BELBOX ショップで購入し、事前指導時に持参することが望ましい。
5月～11月 5月～3月	社会福祉施設による介護等体験実施(5日間) 附属特別支援学校による介護等体験実施(2日間)
	※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※ <u>社会福祉施設での体験終了後、「介護等体験記録」及び「介護等体験終了証明書」を学務部学務課教育推進グループへ提出すること。</u>

3年次（後期実施分申込み） ※編入生対象	
6月中旬	介護等体験（後期）申込み揭示。
7月中旬	申込み締め切り
10月初旬	事前指導（後期）日程揭示。
11月中旬	介護等体験事前指導（後期） （社会福祉施設，附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配布。） ※『よくわかる社会福祉施設-教員免許志願者のためのガイドブック』を神戸大学生生活協同組合 BELBOX ショップで購入し，事前指導時に持参することが望ましい。
12月～2月	社会福祉施設による介護等体験実施（5日間）
12月～3月	附属特別支援学校による介護等体験実施（2日間）
	※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※ <u>社会福祉施設での体験終了後，「介護等体験記録」及び「介護等体験終了証明書」を学務部学務課教育推進グループへ提出すること。</u>

3 注意事項

- (ア) 介護等体験申込み時に，社会福祉施設体験費用として11,000円を徴収する。申込み後，辞退・取り消しがあった場合でも返金はできない。また，体験費用の他に受け入れ施設により，その他行事等で必要なときは，別途費用を徴収される場合があるので，体験施設決定時に配付する「介護等体験事前連絡事項」を確認すること。
- (イ) 介護等体験を希望する者は，『学生教育研究災害傷害保険』に加入した上で，『学研災付帯賠償責任保険』（Bコース）に加入することを義務づけている。詳細は事前指導時に説明する。
- (ウ) 社会福祉施設での介護等体験では健康診断書の提出をしなければならないので，介護等体験に参加する年度の4月に実施される大学での健康診断を必ず受診しておくこと。
5月前半に社会福祉施設での介護等体験がある者は，学務部学務課教育推進グループから指示があれば，一番早い時期の健康診断を受診すること。その際，保健管理センターに介護等体験に必要な旨を伝え，診断書を早く出してもらうように申し出ること。
また，麻疹（はしか），風疹の抗体があることも確認が必要となる。
- (エ) 大学で行う事前指導には，必ず出席すること。欠席の場合は，介護等体験に参加できない。
- (オ) 各施設で交付された「介護等体験終了証明書」2枚（計7日間）は，免許状申請時に必要となるので，各自で厳重に保管すること。再交付はされない。
- (カ) 介護等体験は，小・中学校免許を取得するために必須である。個人的な事情で辞退はできないので，安易な気持ちで申込みをしないこと。
- (キ) 申込み後に辞退・取り消しがあった場合，再度，介護等体験の申込みをすることはできない。